

長崎県汚水処理構想2024(素案)に対する パブリックコメントの募集結果について

長崎県汚水処理構想2024(素案)について、パブリックコメントを実施しましたところ、貴重なご意見をいただき厚くお礼申し上げます。いただいたご意見に対する考え方をまとめましたので公表します。

1. 募集期間：令和5年12月15日（金）から令和6年1月15日（月）まで
2. 募集方法：電子申請、郵送またはファクシミリ
3. 閲覧方法：県ホームページ、県政情報コーナー（県庁県民センター内）、水環境対策課、各振興局行政資料コーナー
4. 意見の件数：8件（3名）
5. 意見の反映状況

区分	対応内容	件数
A	・案に修正を加え、反映させたもの	0
B	・案にすでに盛り込まれているもの ・案の考え方に合致し、今後、実施の中で反映させていくもの	1
C	・今後、検討していくもの	0
D	・反映が困難なもの	0
E	・その他	7
計		8

番号	対応区分	意見の要旨	県の考え方
1	E	<p>P20</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却の熱を利用して汚泥の処理を行うなど、対策を複合化して評価すべきである。 	<p>ごみ焼却熱の利用については全国的に事例がありますが、下水処理場とごみ焼却場が近いなど、立地条件によっては可能性を検討することも必要と考えます。</p> <p>本構想は、下水道等の汚水処理施設の整備及び運営管理について、方向性を定めるものです。下水道を実施している市町に対し、必要な情報提供、技術的な助言など取り組んでいきます。</p> <p>貴重なご意見ありがとうございました。</p>

2	E	<p>その他のご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水処理の増加のみでは磯焼けなど環境問題対策にはならない。長崎県は、地形が急峻で森からの水がすぐに海へ流出してしまい、藻が育たないことから磯焼けしている。下水処理、河川、海岸づくりを総合的に見直すことが重要と考える。 	<p>藻場を増やす対策として下水道の立場からは、下水処理場の放流水質が保たれている範囲の中で運転管理し、栄養塩類（窒素、りん）の放流濃度を従来の運転よりも増加させること（栄養塩類の能動的運転管理）が考えられます。</p> <p>現在、県内における取組事例はありませんが、下水道を実施している市町に対し、必要な情報提供、技術的な助言など取り組んでいきます。</p> <p>また、ご意見のとおり、環境問題はあらゆる分野において総合的に取り組むべきものであり、下水道等污水处理施設の整備だけでは、十分ではありませんので、頂いたご意見は関係各課にお伝えします。</p> <p>貴重なご意見ありがとうございました。</p>
3	E	<p>P14</p> <ul style="list-style-type: none"> R4 で約 108 万人分あるストックを、R27 では約 96 万人分まで減少させる、つまり約 12 万人分を破棄する理由を伺いたい。 普及率を上昇させたいのであれば、ストック総数は維持しつつ、新規建設を行った方が早く目標を達成でき、経済的かつ効率的と考えるが、見解を伺いたい。 普及率は、現在のストック約 108 万人分を維持すれば、人口減少によって自ずと達成できるにもかかわらず、進捗状況の見える化指標とした意図が不明で、構想で何をしたいのか明確に伺いたい。 	<p>下水道等の污水处理施設を利用できる人口を「污水处理人口」と呼びますが、污水处理人口がR4 の約 108 万人に対して R27 には約 96 万人に減少すると推計しているものです。</p> <p>これは、下水道等の污水处理施設を利用できる地域内にお住いの方々の人口が減少することを意味しているものです。したがって、既存の污水处理施設（ストック）を破棄するものではありません。</p> <p>本構想では、住宅が密集しているなど経済性や効率性の高い地域では、新たに下水道等の集合処理施設を整備し、低い地域では、個別処理である浄化槽の普及を促進する地域に見直しを行い、普及率を向上させるものです。</p> <p>「污水处理人口普及率」とは、下水道や浄化槽等の污水处理施設をどれだけの方が利用できるかを表した指標で、行政人口に対する污水处理施設が利用可能な人口の割合のことです。本県では、国の普及率の公表にあわせて毎年公表しています。</p> <p>本県の普及率は、全国平均と比べ低い状況にあります。このため、引き続き未普及地域の解消に努めていく必要があり、普及率を指標とするものです。</p>

4	B	<p>P14</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民の住まい方によって整備手法や方法は大きく異なると考えられ、少なくともR27における自治体の在り方やまちの在り様を明確にしたうえで、整備手法や費用、時期を明確にし、汚水処理人口普及率を整備目標として掲げるべきではないか。将来を見通せないというのであれば、普及率を構想に含めることは適切でないと考えるが、認識を伺いたい。 	<p>ご意見のとおり、今回の見直しは、各市町が地域の特性や将来人口を見据え、経済性や効率性など汚水処理施設の配置やあり方の検討を行い、整備手法や時期を見直すものです。</p> <p>その結果を反映し、中長期の整備目標として定めています。</p>
5	E	<p>P1</p> <ul style="list-style-type: none"> 過年度の構想について、それぞれの目標に対する達成状況はどうだったのか？何か課題が見つかったのか伺います。 	<p>人口減少等社会情勢の変化により集合処理の新規事業に着手できなかったこと、コロナ禍や資材高騰などによって浄化槽設置基数の伸びが悪かったこともあり、汚水処理人口普及率の目標値を下方修正しています。</p> <p>汚水処理の早期概成が本県の課題であるため、集合処理から個別処理へ見直して浄化槽の普及を促進し、下水道着手済み処理区では未普及地域の解消を推進します。</p>
6	E	<p>P11</p> <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽の普及促進については集合処理との不公平感をなくすことも大切だと思います。そのためにも同じくらいの個人負担にすることが必要で、設置の補助と同時に維持管理費（補修、検査費用など）の補助があればと思いますが、現状はどのようなのですか？ 	<p>設置費用については市町が主体となって市町補助金、県補助金、国交付金を組み合わせて個人負担軽減に取り組んでいます。</p> <p>維持管理費用については市町独自の補助制度であるため、内容に差が大きくなっています。</p> <p>更なる個人負担軽減にむけ、国交付金の補助基準額拡大や、法定検査相当額に対する財政措置など、国への要望活動を行っているところです。</p>
7	E	<p>P18</p> <ul style="list-style-type: none"> 大村湾と有明海の沿岸については、「流域別下水道整備総合計画」で処理場の高度処理が位置づけされ、整備が進んでいるとのことで水質の向上が期待されますが、浄化槽の高度処理についての状況はいかがでしょうか？ 	<p>浄化槽の設置費用の補助については、市町が主体となり取り組んでいます。</p> <p>大村湾や有明海など特定の水域に排水する浄化槽については、窒素の除去能力を有する高度処理が可能な浄化槽について通常の浄化槽より高い金額の補助を行うことで普及を促進しています。</p>
8	E	<p>P36</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水汚泥の有効利用状況の表では建設資材利用が一番多くなっていますが、具体的にはどのようなものですか？ 	<p>下水汚泥を再利用した建設資材としては、道路の路盤材、コンクリートの材料などがあります。</p>